

第26回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

- 1 日 時：平成20年2月27日（水）13：00～16：35
- 2 場 所：農林水産省共用第10会議室
- 3 出席者：松本 聰委員、青柳義朗委員、安部新一委員、井上眞理委員、佐々木珠美委員、夏目智子委員、淵野雄二郎委員
池山恭子専門委員、石田裕美専門委員、岡 智専門委員、土居則子専門委員、戸澤正彦専門委員、中嶋康博専門委員、長村智司専門委員、深見元弘専門委員、福田 晋専門委員、布施伸枝専門委員、松井 徹専門委員、萬野修三専門委員、森田慎二郎専門委員
- 4 議 事
 - 第1部 （農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）
 - (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
 - ①肥飼料検査所及び農薬検査所
 - ②家畜改良センター
 - (2) 種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について
 - (3) 家畜改良センターの業務方法書の変更について
 - (4) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
 - ①農林水産消費安全技術センター
 - ②種苗管理センター
 - 第2部 （農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構）
 - (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
 - ①農畜産業振興機構
 - ②農業者年金基金
 - ③農林漁業信用基金
 - (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
 - ①農畜産業振興機構
 - ②農業者年金基金
 - ③農林漁業信用基金
 - (3) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換について
 - (4) 農畜産業振興機構の重要財産の処分について
 - (5) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還及び入札結果について
 - (6) 次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
 - ①農畜産業振興機構
 - ②農業者年金基金
 - ③農林漁業信用基金
 - ④水資源機構
 - (7) その他

5 議事概要

第1部

(1) 18事業年度退職役員の業績勘案率(案)について

事務局から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、分科会としては提示案のとおり決定し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされた。

(2) 種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について

生産局種苗課及び種苗管理センターから資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、中期目標、中期計画及び業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続については、分科会長に一任することとされた。

- 業務方法書第73条の森林総合研究所に委託していた菌株の保管に係る業務について、今回一般競争入札等にするということだが、一般競争には森林総合研究所も応募はできるのか。

この質問に対し、種苗管理センターから次のとおり説明がなされた。

- ・ 森林総合研究所の応募も可能である。

(3) 家畜改良センターの業務方法書の変更について

家畜改良センターから資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続については、分科会長に一任することとされた。

(4) 独立行政法人評価基準等の見直しについて

農林水産消費安全技術センター及び種苗管理センターのPT代表者から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、分科会においては提示案のとおり了承された。

- 農林水産消費安全技術センターは、今回の改正で定量的な指標にシフトされるとの説明を受けたところであるが、種苗管理センターの評価はどのように考えているのか。
- 人件費の削減の評価指標について、A・B・Cの評価は定量的であるが、Sについては「1%以上の削減率かつ特に優れた成果が認められたもの」とされている。「特に優れた成果」とはどのようなものを想定しているのか。

これらの質問に対して、種苗課長から次のとおり説明がなされた。

- ・ 栽培試験点数、ばれいしょやさとうきびの生産量、配布量等について極力定量的な評価をしていただいていると承知。
- ・ 人件費の1%以上の削減率の達成自体が困難である中、社会的情勢を踏まえ、諸処の条件からして特にすぐれていると認めていただいたものをS評価としている。

ただいており、これ以上の評価指標の表記は難しい。

第2部

(1) 18事業年度退職役員の業績勘案率(案)について

事務局から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、分科会としては提示案のとおり決定し、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされた。

- 資料の中で在任期間、適用期間の一致していない人がいるが、これはどういう理由なのか。
- 第1部の資料2-1の森田理事の在任期間が平成13年4月1日で、適用期間は平成16年1月1日からとなっており、随分と期間に差があるが、今の説明と同じ整理ということか。

この質問に対し、事務局から次のとおり説明がなされた。

- ・ 在任期間については退職された役員の在職期間であり、適用期間というのは平成15年12月19日の閣議決定に基づき、平成16年1月以降の適用期間としている。
- ・ 資料2-1についても、平成15年の閣議決定に基づいており、考え方は同じ。

(2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金のPT代表者から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、資料に誤りがあった点は修正することとした上で、分科会においては提示案のとおり了承された。

- 資料7-1で表現の気になる部分がある。改正後の文言で「電磁的方法」と書かれているところが数カ所あるが、この用語はオンライン、電算システムという意味で使われているのか。農業者年金基金の評価基準では「電算システム」という文言が使われているが、こちらの方が適切ではないか。
- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの2次意見の中で、利益剰余金の発生要因を明らかにすべきという指摘を受け、農林漁業信用基金は改正後評価基準案にその文言を入れているが、農業者年金基金では逆にその部分の文言を削除している。これら2機関の違いは何か。
また、総務省から人件費の抑制を求められており、農業者年金基金はそれを評価基準に盛り込んでいるが、他の法人は評価基準を改正しなくても十分なのかお伺いしたい。
- 農畜産業振興機構については、繰越欠損金についての指摘を受けていると思うが、その部分の評価基準はどうするのか。

- 農畜産業振興機構の借入に至った理由について、「やや不適切」という表現はわかりづらい。何か想定するものがあるのか。今後、このような表現となっているのか。今後、このような基準は変えていった方が良いのではないか。

これらの意見・質問に対し、農畜産業振興機構、農業者年金基金PT代表者、経営局金融調整課から次のとおり説明がなされた。

- ・ わかりやすい表記が望ましいので当局と相談していきたいが、今のところ法令用語でもあるのでこのような形でやらせていただきたい。
- ・ 資料7-2、P6の利益剰余金の評価については、文書作成上のミス。アンダーライン部分は改正後の欄に記載するものであった。
- ・ 農林漁業信用基金の人件費の抑制については、経費支出の抑制のところで項目が設定されており、そこで評価していただく予定としている。
- ・ 農畜産業振興機構の繰越欠損金に係る総務省の指摘は、実績報告により対応することとしたいが、次期中期計画における評価基準を策定する際に、別途ご相談させていただきたい。
- ・ 現在、砂糖について借入金の評価基準があることから、同様の表現としているものである。この件については、PTでご検討いただきたい。

(3) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換について

農畜産業振興機構から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、後日書面により諮問・答申の手続を行うことでの了承された。

- 砂糖の場合、10月から12月の間はかなり収入があり余剰がある状態であるが、逆にでん粉の場合はマイナスになっている。砂糖とでん粉の間でお金を融通することができないのか。

この意見に対し、農畜産業振興機構から次のとおり説明がなされた。

- ・ 農畜産業振興機構の業務は、砂糖、でん粉、畜産物、野菜等があるが、それぞれの法律に基づき業務を行っており、個別法により勘定毎に区分経理することとされているところである。

(4) 農畜産業振興機構の重要財産の処分について

農畜産業振興機構から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、分科会の意見としては、「異存なし」とされた。

(5) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還及び入札結果について

農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、後日書面により諮問・答申の手続を行うことでの了承された。

○ 「寄託」という文言はどのような意味（行為）なのか。

この質問に対し、農林漁業信用基金から次のとおり説明がなされた。

- ・ 通常、私達預金者が銀行に預金をするのと同じこと。農林漁業金融公庫は預金業務を行っていないので、預け金については寄託という用語を使用している。

(6) 次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について

①農畜産業振興機構の次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
生産局総務課及び農畜産業振興機構から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、中期目標及び中期計画の策定並びに業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続については、分科会長に一任することとされた。

○ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うと記載されているが、監査の中で契約について指摘することはあるが、会計監査人はこのような業務を行うものではない。この書きぶりについて、ご検討いただきたい。

○ 現在、農林水産省が実施している指定野菜の価格安定業務における供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を、農畜産業振興機構が引き受ける旨の記載がある。ある特定の野菜が品不足で価格が上がっていった場合は、農林水産省は強い発動権で野菜の放出策を講じて価格安定に対処してきたと認識しているが、このような業務も機構で行うことになるのか。それとも、その発動を行う際の元となるデータを出すということなのか。

これらの意見・質問に対し、生産局総務課及び農畜産業振興機構から次のとおり説明がなされた。

- ・ 総務省から随意契約の問題について、このようなチェックをすることを横並びで求められているもの。表現ぶりの修正は、今後もあると思う。
- ・ 現在は、供給計画数量と実際の出荷数量の乖離の度合いの認定業務を農林水産省が実施している。今後は、出荷実績数量のデータを把握している機構がこの認定業務を行うということである。

②農業者年金基金の次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
経営局構造改善課及び農業者年金基金から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、中期目標及び中期計画の策定並びに業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、分科会長に一任することとされた。

○ 現行では「デリバティブ取引は行わないこと」としているのを、「原則として行わないこと」と表現を変更したのは何故か。

この質問に対し、農業者年金基金から次のとおり説明がなされた。

- ・ パッシブ運用では通常デリバティブ取引は行わないが、為替が大幅な変動をした場合、リスクを下げるためにデリバティブ取引を行う可能性も想定し、この文言を入れた。

③農林漁業信用基金の次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
経営局金融調整課及び農林漁業信用基金から資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、中期目標及び中期計画の策定並びに業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、分科会長に一任することとされた。

○ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」では、国民に行き届いたサービスを目指すとしているが、「業務運営体制の効率化」では農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合するとしている。これらの陸と海の話は専門性を要するものであり、農林水産省として何故反対しなかったのか。

○ 地球温暖化の進行等により、農業や漁業災害の内容は複雑化している。それを解析するエキスパートは必要である。災害の原因を解析し、農業者や漁業者に納得していただけるような説明をしていただきたい。

これらの意見に対し、経営局金融調整課から次のとおり説明がなされた。

- ・ この二つの業務は、県段階の共済団体へ共済金等支払財源がショートする場合に融資を行うものであり、直接、災害補償業務をやっている訳ではない。国の特別会計が整理合理化される中、これらの業務についても統合することとしているものである。

④水資源機構の次期中期目標、中期計画について

農村振興局総務課から資料に沿って説明がなされ、特段の意見はなく、中期目標及び中期計画の策定に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、分科会長に一任することとされた。

(7) その他

事務局から今後のスケジュール等について説明がなされた。

以 上